平成２９年（フ）第２５７号
川崎市多摩区菅３丁目４番11号　ロングフォレストＡ　201
債務者　宇野　健一
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２７８号
川崎市高津区子母口955番地
債務者　平野美音子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１８８４号
名古屋市中村区八社２丁目164番地　県営中村住宅１棟404号
債務者　池宮城あゆみ
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４９８号
名古屋市北区北久手町122番地の２
債務者　緒方　拓耶
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５７１号
名古屋市中村区東宿町２丁目120番地　第５豊栄マンション３Ｄ号
債務者　椎名　宣予
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５８５号
愛知県日進市梅森町北田面702番地　㈱シーテック日進寮
債務者　三村　忠明
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７１３号
愛知県大府市横根町前田24番地の２　アーバンライフ春風102号
債務者　足立　賢一
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２６号
京都市右京区山ノ内苗町４番地32
債務者　ＳＴＵＤＩＯ　ＤＯＧ　ＨＯＵＳＥこと　澤田　未来
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３６５号
京都市山科区音羽森廻り町29番地１　市営住宅１棟202
債務者　土居　正敏
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３６６号
京都市山科区音羽森廻り町29番地１　市営住宅１棟202
債務者　土居　実穂
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３７２号
京都市中京区西ノ京小倉町４番地34　万栄ビル　203
債務者　原田良子こと　趙　　良子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４１２号
京都市上京区出水通千本東入尼ケ崎横町351番地７　シティーハイツ永島302号
債務者　清水　裕士
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４４１号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地　向島市営住宅５－７棟207号、前住所京都市伏見区向島二ノ丸町68番地65
債務者　倉田　麻未（旧姓竹見）
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４４８号
京都市伏見区深草ヲカヤ町23番地６　サポートホーム、前住所滋賀県彦根市日夏町2750番地81
債務者　織田　敏美
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４９６号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字宮ノ本105番地の７
債務者　野田　明美
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３９２号
堺市西区浜寺諏訪森町中３丁246番地　スワノモリ和園208号
債務者　中川　**隆**司
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６４号
香川県高松市藤塚町２丁目７番27号　白井アパート101
債務者　松崎美奈子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係